

提 案 理 由

第 18 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 8 年 6 月 5 日

本日ここに、第18回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

ただいま上程されました議案第32号から議案第39号まで及び報告第1号から報告第6号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号 筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、駐車場等の利用に係る通勤手当を支給できるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 筑後市税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、固定資産税の免税点を引き上げるほか、市民税に係る申告制度を見直すなど、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 令和8年度筑後市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、1,106万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を259億8,106万8千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の出納及び決算事務に要する経費は、国の「地域未来交付金」の交付決定を受けたことに伴い、公金収納のキャッシュレス決済に必要な機器購入費など、関係経費を計上するものであります。

第3款 民生費の障害者の援護に要する経費及び子ども医療に要する経費は、特定親族特別控除の創設及び医療費助成のオンライン資格確認への対応のため、システム改修委託料を計上するものであります。

後期高齢者医療に要する経費は、国の「地域未来交付金」の交付決定を受けたことに伴い、特別会計で行う「地方税統一QRコード」への対応に係るシステム改修に対し、繰出金を計上するも

のであります。

第4款 衛生費の水道事業会計繰出金は、水道料金における「地方税統一QRコード」への対応に対し、一般会計で受け入れる国庫補助金を企業会計に繰り出すものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

給食に要する経費は、国が実施する小学校給食費に係る「保護者の抜本的な負担軽減」に対応するため、システム改修委託料を計上するものであります。

教育助成費は、筑後北小学校が県の「重点課題研究指定校」に指定されたことに伴い、事業実施に係る経費を計上するものであります。

以上の経費の財源として、国県支出金及び繰越金を充てております。

なお、下水道事業会計における「地方税統一QRコード」への対応に係る国庫補助金の受入れに伴い、財源組替を併せて行っております。

債務負担行為補正は、令和9年度からの羽犬塚中学校給食調理業務における受託者を選定し、契約を締結するため、補正計上するものであります。

議案第35号 令和8年度筑後市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、47万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億5,900万7千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第1款 総務費の徴収事務に要する経費は、「地方税統一QRコード」への対応に係るシステム改修委託料を計上するものであります。

以上の経費の財源として、繰入金金を充てております。

議案第36号 令和8年度筑後市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、「地方税統一QRコード」への対応に係る国庫補助について、一般会計からの繰入金として収入に計上するものであります。

議案第37号 工事請負契約の締結につきましては、市役所東庁舎北側に整備する「JR羽犬塚駅周辺地区調整池工事（1工区）」において、条件付一般競争入札により、契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 工事請負契約の締結につきましては、「下妻小学校校舎等解体工事」において、条件付一般競争入札により、契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 専決処分の承認につきましては、令和8年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、筑後市税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税における環境性能割を廃止することなどであります。

報告第1号 令和7年度筑後市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、ちくごコミュニティ無線運用事務ほか14事業に要する経費について、翌年度に繰り越すものであります。

報告第2号 令和7年度筑後市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、蔵敷地区における水道総合地震対策事

業配水管布設替工事に要する経費について、翌年度に繰り越すものであります。

報告第3号 令和7年度筑後市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、久富地区における下水道管渠布設工事に要する経費について、翌年度に繰り越すものであります。

報告第4号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、水洗小学校内の駐車場において、派遣職員が区画ロープの塗装作業を行っていたところ、近くに駐車中の車両に塗料が付着し損傷させたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第5号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、島田行政区内の事業所において、職員が公用車で駐車場内を走行していたところ、販売商品を車両で轆過し破損させたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第6号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、大牟田市消防本部屋上駐車場において、職員が公用車のドアを開扉したところ、駐車中の隣接車両に接触し損傷させたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。